

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年10月21日 至 令和 8年 4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人博天堂

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県大津市真野1-1-6 2江若交通ビル4F

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和 7年10月 3日

(4) 設立登記年月日 令和 7年10月21日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	鵜飼 友広	診療所管理者
理 事	鵜飼 美恵	
同	下村 純平	
監 事	江戸 清文	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	うかい歯科 矯正歯科	2530103577	滋賀県大津市真野1- 1-62江若交通ビル 4F	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和8年3月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人博天堂

※医療法人整理番号 0 0 6 2 7

所在地 滋賀県大津市真野 1-1-6 2 江若交通ビル 4 F

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	85,433 千円
2. 負 債 額	41,820 千円
3. 純 資 産 額	43,613 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,409
B 固 定 資 産	28,024
C 資 産 合 計 (A+B)	85,433
D 負 債 合 計	41,820
E 純 資 産 (C-D)	43,613

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人博天堂

※医療法人整理番号 0 0 6 2 7

所在地 滋賀県大津市真野 1-1-6 2 江若交通ビル 4 F

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	57,409	I 流動負債	41,820
II 固定資産	28,024	II 固定負債	
1 有形固定資産	20,110	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	4,278	負債合計	41,820
3 その他の資産	3,636	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基金	28,000
		II 利益剰余金	
		1. その他利益剰余金	15,613
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	43,613
資産合計	85,433	負債・純資産合計	85,433

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人博天堂

※医療法人整理番号 0 0 6 2 7

所在地 滋賀県大津市真野 1 - 1 - 6 2 江若交通ビル 4 F

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 10 月 21 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	69,326
2 事業費用	46,708
本来業務事業利益	22,618
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	22,618
II 事業外収益	138
III 事業外費用	1,016
経常利益	21,740
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	21,740
法人税等	6,127
当期純利益	15,613

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人博天堂

理事長 鶴飼 友広 殿

私（注1）は、医療法人博天堂の令和7会計年度（令和7年10月21日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月25日

医療法人博天堂

監事 江戸 清文

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。